

# 小山市制度融資のご案内

低利率・低保証料  
信用保証料  
補助金あります



小山市 産業観光部 商業観光課

TEL 0285-22-9275

小山市ホームページ 「中小企業向け融資制度のご案内」



必ず  
提出する  
書類

- 1 融資斡旋依頼書、融資依頼書および保証協会への申込書類一式
- 2 市税の納税証明書  
※市税とは、  
・法人市民税(法人のみ)  
・市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税(法人・個人とも)  
⇒法人の場合は法人・代表者それぞれの納税証明書を、個人事業主の場合は申込人の納税証明書をご用意ください。  
※納税証明書を取る時期  
4月～9月申込の場合 ..... 令和6年度分  
10月～3月申込の場合 ..... 令和7年度分  
⇒ただし、事業年度の期間によって令和7年度分が出ない場合は、直近の年度分の納税証明書をご用意ください。  
また、代表者が市外在住の場合は、他市での納税証明書の取得は不要ですが、当市に何らかの課税がある場合は納税証明書の提出をお願いします。
- 3 固定資産評価証明書  
⇒法人の場合は法人・代表者それぞれの固定資産評価証明書を、個人事業主の場合は申込人の固定資産評価証明書をご用意ください。

## 4 決算書(確定申告書)直近2期分

- 決算日から6ヵ月を経過している場合 ..... 残高試算表
- 初めて利用する場合 ..... 法人の登記簿謄本と定款
- 設備資金の場合 ..... 見積書、設計図、カタログ、貸主の同意書等
- 建設業や飲食業等の許可業種の場合 ..... 許認可証
- NPO法人の場合 ..... 事業報告書、計算書類および財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載したもの

※事案や業種によっては上記以外の書類を提出していただくことがあります。  
金融機関ご担当者にご相談のうえ、書類をご用意ください。

必要に応じて  
提出する  
書類

## 小山市制度融資を取り扱っている金融機関

| 金融機関名    | 住所     | 電話番号                        |
|----------|--------|-----------------------------|
| 足利銀行     | 小山支店   | 小山市城山町2-9-23アトラタワー-小山城山町103 |
|          | 小山東支店  | 小山市駅東通り2-24-22              |
|          | 小山南支店  | 小山市東城南4-6-10                |
|          | 間々田支店  | 小山市間々田1152                  |
| 常陽銀行     | 小山支店   | 小山市中央町3-3-3                 |
|          | 小山東支店  | 小山市城東6-36-15                |
| 足利小山信用金庫 | 小山営業部  | 小山市城山町1-3-27                |
|          | 間々田支店  | 小山市間々田1179                  |
|          | 駅東支店   | 小山市駅東通り2-38-3               |
|          | 城南支店   | 小山市東城南5-6-11                |
|          | 城東支店   | 小山市城東6-10-10                |
| 栃木銀行     | 小山支店   | 小山市宮本町2-3-15                |
|          | 小山東支店  | 小山市駅南町4-13-20               |
|          | 間々田支店  | 小山市乙女3-15-15                |
| 筑波銀行     | 小山支店   | 小山市宮本町2-12-10               |
| 群馬銀行     | 小山支店   | 小山市城山町3-9-3                 |
| 栃木信用金庫   | 思川支店   | 小山市大行寺974-10                |
| 結城信用金庫   | 小山城南支店 | 小山市東城南4-28-8                |

※小山市制度融資は市内金融機関でのみ取り扱っています  
※栃木銀行小山支店は新店舗建設中のため、間々田支店で営業しております

# 小山市内の中小企業者の方が利用できる 市の融資制度

| 資金名     | 資金用途                                                                     | 融資を受けることができる条件                                                                                                                                                                           | 限度額                                        | 返済期間              | 年利                                                                | 備考                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営業資金    | ● 商品・原材料仕入や賃金支払など、直接事業に使用する資金（運転資金）<br>● 借換資金<br>※小山市中小企業事業資金の既往借入の借換に限る | 下記の①から④の条件をすべて満たす方<br>① 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者<br>※設備資金の場合は、中小企業団体または商店街振興組合等も含む<br>② 法人の場合は本店の商業登記が小山市内に、個人事業主の場合は本人の住民登録が小山市内にある<br>③ 市税の滞納がない<br>④ 経営が健全で返済能力が確実であると認められる | 3,000万円                                    | 10年以内<br>(据置1年以内) | 返済期間<br>3年以内 1.5%<br>5年以内 1.7%<br>7年以内 2.0%<br>10年以内 2.2%<br>固定金利 | ● 借換をする資金がある場合には、「借換計画書」を提出してください                                                           |
| 設備資金    | ● 工場・店舗等の購入、新築、増改築または改装に使用する資金<br>● 車両、機械設備、構築物等の設置または整備に使用する資金          |                                                                                                                                                                                          | 2,000万円                                    |                   |                                                                   | ● 土地のみの購入はできません<br>● 営業車両購入の方は申込金額300万円まで、かつ返済期間7年までとなります                                   |
| 創業資金    | これから創業する方、または、創業後1年未満の方が使用する営業資金、設備資金                                    | 上記の②・③と下記の条件をすべて満たす方<br>● 市内に新たに事業を開始して1年未満の中小企業者、または同一業種への5年以上の勤務経験もしくは法律に基づく資格を生かして市内に創業する方<br>● 経営又は経営計画が健全で返済能力が確実であると認められる                                                          | 創業前後各1回<br>1回500万円                         | 5年以内<br>(据置6ヵ月以内) | 返済期間<br>3年以内 1.4%<br>5年以内 1.6%<br>固定金利                            | ● 事前に新規事業計画書を提出して認められた方が融資申込をすることができます<br>● 創業前に借入をした方が創業後に再度借入をする場合は、創業後6ヵ月を経過していなければなりません |
| 近代化施設資金 | 建物の新築、増改築等を行うための資金                                                       | 上記の①から④の条件をすべて満たす方<br>(事前に小山市商業観光課での融資資格認定が必要です)                                                                                                                                         | 5,000万円                                    | 15年以内<br>(据置2年以内) | 1.6% 変動金利<br>(毎年3月に見直し)                                           | ● テナントへの出店、駐車場整備等の資金としては限度額2,000万円となります                                                     |
| 工業振興資金  | 工業団地等に工場を新設、移転または増改築をする場合の資金                                             | 中小企業者または市長が特に認める方<br>(事前に小山市工業振興課での融資資格認定が必要です)                                                                                                                                          | 総事業費の95%、<br>または<br>1億5,000万円<br>のいずれか少ない額 | 15年以内<br>(据置2年以内) | 0.9% 変動金利<br>(毎年3月に見直し)                                           |                                                                                             |

※原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要

## ★制度融資の対象範囲

※1…市内に支店登記がされていること、および市内に設置する設備であること  
※2…市内に設置する設備であること

| 個人の場合         | 営業資金 | 設備資金 |
|---------------|------|------|
| 市内居住・市内営業     | ○    | ○    |
| 市外居住・市内営業     | ×    | ×    |
| 市内居住・市外営業（県内） | ○    | ×    |
| 市外居住・市外営業（県内） | ×    | ×    |

| 法人の場合          | 営業資金 | 設備資金  |
|----------------|------|-------|
| 市内本社・市内営業所     | ○    | ○     |
| 市外本社・市内営業所     | ×    | △（※1） |
| 市内本社・市外営業所（県内） | ○    | △（※2） |
| 市外本社・市外営業所（県内） | ×    | ×     |

## ★★★信用保証料補助金について★★★

営業資金・設備資金・創業資金については、信用保証協会に支払った信用保証料のうち、借入額1,000万円までの分を資金完済後に市から補助します（ただし、市税の滞納がないことが条件です）。

## ■融資の申込み

お申込みは直接、取扱金融機関へお願いします。（裏面ご参照ください）

### ご注意

- 融資のご利用にあたっては、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。
- 営業資金、設備資金、創業資金は栃木県信用保証協会による保証付の資金のため、融資時に別途信用保証料がかかります。
- 必要に応じて担保または保証人の提供をお願いする場合があります。